

平成27年塩尻市議会12月定例会

福祉教育委員会会議録

○日 時 平成27年12月18日(金) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

市内保育園における育休退園の早期見直しを求める決議

○出席委員

委員長	西條 富雄 君	副委員長	小澤 彰一 君
委員	金田 興一 君	委員	篠原 敏宏 君
委員	山口 恵子 君	委員	丸山 寿子 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

こども教育部長	岩垂 俊彦 君	こども課長	青木 正典 君
こども応援係長	百瀬 一典 君		

○議会事務局職員

庶務係主事	高津 彬 君
-------	--------

午前10時00分 開会

○委員長 それでは、ただいまから福祉教育委員会を開会します。本日の委員会は、委員全員出席しております。

市内保育園における育休退園の早期見直しを求める決議

○委員長 今回は、委員より委員長宛ての決議案が提出されたため委員会を開催いたしました。事前に配付いたしましたとおり、山口委員ほか3名から決議案が提出されております。

それでは、提出者であります山口委員から提案理由の説明をお願いします。

○山口恵子委員 それでは、今回の内容につきまして、主な理由を述べさせていただきたいと思っております。平成27年度から国のほうでは子ども・子育て支援新制度を実施しております、その要件の中に保育に必要な要件としまして、現在育児休業取得中に既に保育を利用しているお子さんがいる場合は継続利用が必要であることが掲げられております。そして、その要件につきましては、年齢についての規定は設けられていません。

しかし、現在市の保育園の入所要件を見ますと、保護者が下の子の育児休業取得中に上の子の継続利用が認め

られるのは5歳児に限られています。

その一方で、出産要件としまして、3歳以上児の場合は出産後12カ月までは認められ、また、定員に余裕がある場合はその年度内は上のお子さんを預けられることにはなっていますが、これらの要件では、出産後12カ月を過ぎ、その年度内に限って保育が可能であったとしてもですね、上の子が年度内に5歳以上となっていなければ退園せざるを得ないという状況になってしまいます。もし、保護者が引き続き上の子を保育園に通わせたいというようなことであれば、下の子の育児休業を切り上げて職場に復帰するか、また、私的契約で高額な保育料を負担するしか選択肢がないというふうに思われます。

このような点、県内各地の状況を見てみましても、平成28年度の入園要件としまして、さまざまな要件の違いはありますが、育児休業取得中の継続利用を5歳以上児に限定している市は、本市を含めて2市しかないというふうに考えます。

また、入園児童の突然の退園は子供の発達上好ましくはありません。また、環境の変化はやはり考えてなければいけないということから、育児休業取得中の継続利用の要件を3歳児に引き下げる見直しを行った場合には、該当する児童の退園が避けられ、児童の健全な成長につながります。また、このような見直しは、継続利用が必要な児童に限られているため、新規に入園児童をふやすということにはなりません。さらには、育児休業終了時までの保育が可能となれば、下の子を自宅で保育できることになり、3歳未満児の入園が減少することが予想されます。

本市議会は、子育てしやすいまち日本一を目指す塩尻市としまして、次の2点を強く要求したいと思います。1点目は、育児休業取得中の継続利用を現在の5歳以上児から3歳以上児に引き下げる見直しを行っていただきたいこと。そして、2点目ですけれども、見直す時期はなるべく早いほうがいいということで、平成28年度の入園時からとすること。以上の内容を要望したいと思います。

これらのことは、委員会としましても諏訪市の先進地の状況をしっかりと視察、研修させていただき、やはり塩尻市にとっても必要なことであるというふうに理解をしましたので、要望いたします。以上です。

○委員長 それでは、委員より御質問、御意見はございますか。

○篠原敏宏委員 こういう趣旨なんですけど、このことを実施する隘路があるとしたらどんなことがありますか、現時点で。

○委員長 何。

○篠原敏宏委員 障害になること。

○こども課長 では、済みません。私のほうから、こちらの決議が通った場合にですね、どんな影響があるかというのを思い当たる範囲でお話を申し上げたいと思います。まずこれに伴いまして、育児休業中の要件が拡大するということになります。それによりましてですね、現在ですね、幼稚園のほうの要件に該当するお子さんが新しくですね、こちらのほうの該当ということで保育園のほうに来られるということが考えられます。これにつきましては、幼稚園は幼稚園としてですね、学校教育法に基づきます幼児期の学校教育ということで、保育園としての役割がしっかりありまして、幼稚園の役割も含めましてですね、当然保育園も含めまして、その全体を子育て支援ということで市のほうとしては考えていかなければいけないという部分があると思います。ですので、幼稚園のほうともですね、市のほうでこういう考えがあるけれどもということでちょっと事前に協議をさせてい

ただが必要があるかなということを考えております。一応毎年ですね、2月ぐらいにですね、幼稚園とこういう問題だけではなくていろんな問題含めてですね、いろんな課題を協議し合う場を設けておりますので、その場面としては、やはりそういった幼稚園との協議をしっかりと踏まえてからでないと、ちょっと市の都合だけっていう言い方は変ですけども、市の考え方だけで、じゃあ5歳を3歳に引き下げよということ、簡単にはちょっと申し上げられないのではないかなということがあります。

あとそれとですね、育児休暇の取得によってどれだけの方が希望されるかということがですね、やはり個々の保護者の方の事情ございますので、やっぱりちょっとその辺の予測がつかないというところがあります。それに基つきまして、やはり保育士の確保も場合によっては必要になってくると思いますし、場合によっては加配といえますか、そういう保育士さんが必要になってくる場合も考えられます。それからまた、それに伴いまして、各保育園とも規模が決まっております、それによって定員等もございますので、そちらのほうのですね、施設の確保ということも問題になってまいりますし、また育休ということで、預かるお子さんの期間が延びたりですね、そういうことによってですね、本来入園できるはず、今まで入園できたはずのお子さんが定員オーバーということで入れなくなるといった可能性もちょっと考えられるのではないかなというふうに思っております。

以上、5点でございますけれども、現状でちょっとこのようなことが想定をされますので、こちらとしましては、平成28年度からという御要望ではございますけれども、ちょっと幼稚園等の調整なんかも含めましてしっかり周辺の課題を1つ1つ解決しながら、最終的には目標としているところは3歳というところは本会議でも御答弁申し上げましてありますけれども、そちらのほうへ結びつけていきたいというふうに考えております。以上です。

○篠原敏宏委員 1つ1つの理由は、私たちも事情はわからないでもないんですが、このことが最終的に3歳になっていくということを見通して、それがいつどういうふうにできるかってことを考えたときに、今この現時点で隘路になっている部分が今の5つだとすると、これはやりようがあるのではないかなと思います。今、幼稚園との協議にしましてもですね、これはすぐに始めればいいわけで、したときに1年かけて、両方が協議して決めないとおさまるところへおさまらないという手続きではないかなという私は気がします。すぐにでもかかっていただけるのではないのでしょうか。いかがですか。

○子ども教育部長 まず委員会ですね、こういう重要な決議をいただいたということは、市としましてもですね、子育てしやすいまち日本一を目指すという意味では大変ありがたいことだというふうに深く受けとめております。

今、委員から御指摘がありましたように、すぐやれないかということでございますが、やはり今、課長のほうから話しましたように、まず幼稚園の理解を得るということも必要ですし、今度それを実際に今度受け入れるということになれば、保育士の対応等、これをですね、すぐここで保育士を確保するというようなことを総体的に考えますと、28年度、つまり来年のですね、4月から即これを実施するということは、希望としてはしたいんですけども、現実にはそういうような問題があつて無理な部分もありますので、本会議の中でお答えしましたように、29年度からお願いしたいというふうに考えている次第でございます。

○委員長 ほかに、よろしいでしょうか。

○丸山寿子委員 御答弁いただいたんですけども、例えば幼稚園との協議ということですけども、幼稚園の

気持ちもわかりますが、一番は子供の幸せをどういうふうに考えるかということでありますので、幼稚園のほうには十分説明はしていただくといたしましても、幼稚園もやはり子供の幸せを考えて運営しているわけですので、その辺は現在の状況等々よく説明すれば私は理解していただけるものと思います。また、例えば子育て応援ブックなどにしてもですね、もう随分前から市の保育園の行政の中身だけでなく、全園、幼稚園についても明記して、妊娠の届けのときに応援ブック来るようになっていまして、同じように並列で、十分市民と行政とで市民に知らせるために努力をしている。それから、例えば今後もしやるとしたらですけれども、以前、子育てするなら上越市というキャッチフレーズで上越市も頑張っているんですが、そこにも2回ほど視察へ行ったことがありますけれども、市民交流センターのような場所ですね、全部の園のPRっていうんですかね、1個ずつチラシも持っていかれるというような、そんな努力もしています。ですので、選択するのは保護者でありますので、幼稚園のことも保育園のことも十分PRを今後もしていくということで、私は保護者がいい選択ができるようにということをしていけば、私はいいというふうに思っております。またネット懇にも、幼稚園のほうからも先生も来ていただいておりますので、そういったところでも説明を十分していかれたらというふうに私としては考えます。

それから、そのほかの運営についてのことも御説明ありましたけれども、それらはやはり今、篠原委員言うように、努力する中で何とか頑張っていてほしいし、していけるのではないかというふうに私は思っているところなんですけれども、1点ちょっと質問をさせていただきたいんですが、親への、保護者への説明会はもう既に済んでいるということはお話をお聞きをしています。その辺について何か、篠原委員の表現で言えば隘路ですけれども、何か考慮しなければというか、何かお考えがあるのかどうか、ちょっとその辺についてお聞かせください。

○委員長 答弁を求めます。青木課長お願いします。

○こども課長 ありがとうございます。ただいま、丸山委員さんからもお話ありましたけれども、一応保育園の入園説明会というのはいずれ済んでおまして、それから、入園申し込みの受付も済んでおります。その中でですね、やはり要件をしっかり話をしまして、育児休業につきましてもやはり5歳という1つの基準もございますので、それについてもしっかり説明をさせていただいておりますので、これに基づいて、保護者がそれぞれの入園要件に基づいて該当の資料も一緒にそろえる中で出させていただいておりますので、ここでまた、今の段階ですね、方向転換といいますか、拡大といいますか、そういうふうによりまして、やはり保護者にとっても要件が変わってきたりとかですね、それから場合によっては先ほどもそうですけれども、幼稚園に行かせようと思っていたけれども、じゃあそれだったら保育園のほうへというふうにお考えが変わったり、そういう方も恐らくいらっしゃるのではないかなというふうに思っておりますので、先ほどからおっしゃっていますとおり、私どもはこういった関連の事務なりをするのがですね、やはり仕事でございますので、やらなければいけないことはどんな状況であってもしっかりやりたいというふうに思っております。ただ、その辺の保護者の現状のね、保護者の方の混乱といいますかをちょっと考えますと、やはりちょっと今この時点で方向転換をさせていただくのはちょっと影響が、もちろんいい影響もあるかもしれませんが、逆にちょっと悪いといいますか混乱する、そういうこともあるのではないかなというふうに考えております。

○丸山寿子委員 私たちも日ごろいろいろな御相談を受けるわけで、やはり今問題になっている退園しなければということでも、やはり相談を受けたりするわけです。ですので、そういう状況を考えたときに、むしろここで、

この前1回説明会はしたんだけど、時勢を考え、またニーズを考え、子供の幸せを考えた中で、こういうふうに対応を変えましたということをもう一度説明し直す。対象者がどこにいるかわからないというのではなくても、既に通っているとか入園希望とかっていうところはわかっているわけですので、また、あるいは報道などによってわかるってこととかもあるかと思うんですが、私はむしろ、塩尻市が素早い対応で一度ちょっと方向決めただけでも、やはり子供の幸せを考えて素早い対応をしてくれたというふうに、私は保護者の皆さんは評価してくれるというふうに感じています。というふうな予測をしているところです。意見です。

○委員長 意見でいいですか。ほかに質問はいいですか。

○副委員長 先ほど保育士さんが不足するというふうにおっしゃいましたけれども、実際には3歳以上の方については20人とか15人とかって定員が決まっているわけですよね。保育をするのに。

○こども課長 3歳以上児につきましては、一応今は人数によりまして、25人か30人に保育士さんが1人という形になっております。

○副委員長 そうしますとね、3歳未満のお子さんを養育する場合には、2人とか3人とかっていう少人数でやらないといけないですね。そうしますと、もし親御さんが3歳未満の方を養育し、そして3歳以上のお子さんについて保育園に預けた場合は、むしろ保育士は市としては負担が減るのではないかなと思うんですけど、その点はいかがなんでしょう。

○委員長 どうですか。百瀬課長補佐、お願いします。

○こども応援係長 済みません、私から。今言われたように3歳は20人です。4歳、5歳が25人なんですけど、以上児がふえれば、当然保育士の負担が減ることはないかと思うんですけども、以上児が例えば2人ふえたからといって急に保育士を1人ふやさなければいけないっていうことは多分ないかとは思いますが、何人増加が予想されるかわからないので、保育士がふえる可能性もあるということを課長のほうでお話をしたということだと思います。

○副委員長 今、私が申し上げたのは、3歳以上の方の場合にはね、20人とか25人というそういう定員のことで保育士さんが確保されている。未満の場合には、3人とか2人とかっていうかなり少人数で保育士さん配当されなきゃいけなくなりますよね、そういう意味で負担がふえるのではないかということをお願いしたんですけど、その点いかがですか。

○委員長 未満児が減れば、保育士は余りますからという、どうですか。

○こども応援係長 そうですね、未満児が減ればという前提になるかと思いますが、未満児が減れば、当然3人減れば保育士1人浮くっていうか、実際は浮きますので、それが以上児のほうに回ることはできるし負担は軽減すると、それはそのとおりでと思います。未満児が減るかどうかは済みません、それも想定範囲なので。

○副委員長 あくまでも想定だと。

○委員長 ほかにいいですか。

○山口恵子委員 今の関連、未満児のお話ですけど、この制度というか育休要件の見直しをしていただいて拡充、拡大をしていただくことは、未満児のお子さんをお母さんがおうちで見てもらうということになりますので、この制度がない今までの状況だと、5歳児のお子さんは育休継続が対象になりますけれど、それ以下のお子さんがある場合は、やはり上の子が退園してしまうのをお子さんの環境の変化にも望ましくないという判断をした保

護者の方が、未満児を預け、上のお子さんは引き続き見てもらうということでした。ケースがございましたので、そういったことが防げる、拡大することによってそのことが防げることになりますので、結果的には未満児のお子さんをおうちで見ってもらうことになりますので、その分保育園に入園するお子さんは減るといふふうに考えます。その点はこのような理解でよろしいでしょうか。

○こども課長 確かにちょっと委員さんおっしゃるとおりですね、実際ちょっとふたを開けてみないとわかりませんが、可能性としては、もしかしたら未満児を預ける方が減るといふことにもなるかもしれません。その辺をちょっと一応考慮させていただいた上で、ただやる時期的にはですね、それでじゃあ今すぐっていうのがどうかということになります。委員さんおっしゃることは非常によくわかりますけれども、今すぐちょっとゴーを出してしまうには、ちょっといろいろ検討していかなきゃいけない課題が多いかなということもありますので、その辺の未満児の状況もちょっと想定なり検討をしっかりとしながら、できますれば29年度からしっかりと明文化して取り組んでいければというふうに思っております。

○委員長 いいですか。

○副委員長 憲法の規定でですね、保育に欠ければ、保育を保護者ができない場合にかわって自治体がするという規定に基づいてやるわけで、保護者の方が保育ができないという条件がどこまでかかっているという解釈の問題だろうと思うんですよね。そうしますとね、就学をする6歳以上のお子さんは、これは学校へ行くわけですからいいとして、その前の幼稚園の部分については、これは任意で、学校教育法の規定にあつて学校なわけですけど、つまり教育を受けさせるという親御さん、保護者の意思によってそれは行かせるわけで、保育所がいっぱいだからとかそういう条件でですね、仕方なく幼稚園に行かせるというのは本来の筋ではないかなというふうに私は思うんですよね。

それから、現在の規定でですね、3歳未満の方を保育するときにはやっぱり行政側でもかなり負担を負うわけで、3歳以上のお子さんについての規定からすれば、例えば3月30日、31日でもいいですけど、31日に3歳であったお子さんがいてそのときに出産をした場合と、それから4月1日とか2日にですね、3歳であるお子さんがいて2番目のお子さんを出産した場合とですね、著しく不平等が発生しちゃうんですよね。つまり12カ月はいい、しかも5歳になっていいということになりますと、ほとんど継続して上のお子さんが保育が受けられる。しかし、31日に生まれた場合にはですね、丸1年間くらいは、つまり保育園へ預けることができなくなってしまいます。ですからこれは緩和っていうんですかね、緩やかな条件として、市のほうでそういう制度を設けているんだけど、実はその制度によってそういう不平等が発生しているという事態があるような気がするんです。ですから、できたらこういう状態は一刻も早くですね、改正したほうがいいのではないかな。来年からっていうとその間にですね、今おっしゃった幼稚園に行かせるとか、あるいは自宅で自分が育休を取りながら2人のお子さんを育てるとかかかっていることをしなければならないという。こういう事態を解消するためには、できるだけ早いほうがいいのではないかな。やってできないことではないと思うので、そういう事態を解消するためにもと思うんですけど、いかがでしょうか。

○こども応援係長 委員さんおっしゃるとおり、ぎりぎり2歳で産む、下の子を上の子が2歳のときに産むのか3歳のときに産むのかによって預ける期間がかなり変わるというのはそのとおりです。その緩和策として、塩尻では3歳以上児であればその年度内に入れるよっていうところは、そこは塩尻がかなり融通を聞かせてとい

いますか、継続ってということが大事だからということで、そこは不平等を少しでも解消するためにやってきていることでもありますので、そこは既にやっております。

それとですね、1つ決議の中の文面の中でですね、ちょっと違うところがありますので、お願いをしたいと思います。上からですね、8行目から9行目にかけてなんですけど、出産後12カ月を過ぎ、その年度内に限った保育が可能だとしても、上の子が新年度に5歳以上児となっていなければ退園せざるを得ないとありますけれども、実際に3歳以上児で出産後12カ月がありますので、もう必ず4歳にはなっています。4歳での退園はあり得ませんので、年度内は入れるというふうになりますので、4歳は入れます。そうすると、翌年は5歳になりますので、5歳になると必ず継続で入れなければいけないうちのほうでは決めてありますので、よって、5歳児以上となっていなければ退園せざるを得ないんですが、退園する方は現在はもう既にいませんので、そのために塩尻は、育休要件は3歳なんですけど、出産要件と年度内要件で全てやっておりますので、基本的にはこの人数でふえるということはないと思っておりますけれども、ただ、要件が緩和されたからということで、育休がもし会社で取れて、新たに取る方が出ればいるかもしれませんが、そうでなければ、新たにふえるという予想もあまりしてございませんので、文面を見ていただければと思います。

○委員長 いいですか。

○副委員長 3月31日にですね、2歳ぎりぎりだと、年度を超えたときに3歳になっていた場合、そうすると、4歳になったときには3月31日になわけですから、年度内は1日しかありませんよね。そうすると、4歳になったその1年間については、今の緩和規定によっても1年間、保育ができないということになりますよね。

○子ども応援係長 今お話の中で、例えば上の子が2歳の11カ月くらいで生まれたとして、そこから出産要件で6カ月というのがあるものですから、未満児は6カ月ということで6カ月は入れます。6カ月たった時点が例えば10月であるとするならば、年度内は入れるということになりますので、3月までいることができる。ただし、4歳になると要件がなくなるので、そこは3歳以上に緩和をしたとしても、そこは救えるものではないと思っております。

○副委員長 わずか1日か2日の違いで、それがずっと5歳まで継続していくのか、1年間途切らなきゃいけないのかっていうね。制度上、緩和はいいことではあるんだけど、実はその中で1年間のブランクが発生する方が出てしまうという、そういうことを申し上げた。

○委員長 ほかにいいですか。

○丸山寿子委員 聞いてもすぐにすっきりとちょっと頭がぱっとわからないんですけど、済みません。でも、制度とかというのは、わかりやすく使いやすい部分が大事だと思うので、私たちがすぐにぱっとわからないということは、やっぱりみんなもすぐにわからなくて、この表を見ればどうしても年長でなければもうやはり途中で退園しなければというふうに感じると思います。すっきりともう3歳からというふうにわかりやすくしていただき、やはり子供たちも私たちも保育園にいろいろな行事だとかいろんなところで行くわけですけど、年少のとき、年中のとき、また年長のときで1年1年本当に目覚ましい成長をして、年少さんだったら親元を離れて先生たちとの関係ができて、また年中になるとほかの子供たちとの交流がまた密になってというような、いいところをたくさん見ている中で、やはり途中で退園するということがどれだけ子供にとって悲しいか、本当は保育園に継続して行きたいというふう思うと思うんですよ。ほかの事情があってもっていうところは選択か

もしれないんですけど、基本はそうだと思うので、本当に子供の幸せっていうことを考えたら、わかりやすい本当に要件としていただいて、利用しやすいものにぜひしていただきたいというふうに私は思います。

○**こども課長** 実はこの入所要件につきましては、先ほどもお話ありましたが、基本的には子ども・子育て支援法なりその施行規則なんかがあります。その中で、例えば妊娠・出産ですとか、休職ですとか、就学ですとか、今の育休とかその他という形で項目ごとに分かれております。これがやはり一番基本になっておるものですから、うちの市の要件としても、それぞれに基づいて規定をさせていただいているということで、それぞれでちょっとうまく、空白になる部分は、その辺は運用で幅を広げたりとかしてカバーをさせていただいているというのがあります。ですので、本当はもっと細々した要件を大きくまとめてですね、はっきりわかりやすくするのが一番いいとは思いますが、一応根本には子ども・子育て支援法というのがあるので、それに基づいてやらせていただいているところは御理解をいただければと思います。

それともし、この間も申し上げましたけれども、確かにそれぞれの要件を並べちゃうとわかりにくい部分というのはありますので、そういうことであれば、可能であればなんですけれども、5歳を3歳にということだけではなくてですね、そこだけ多分3歳にしても要件としては非常にわかりにくい部分もあるかと思っておりますので、もし、その支援法の許容範囲の中で可能であればなんですけれども、もっと全体をですね、わかりやすくしていく必要というのは、今すぐってわけにはちょっとまいりませんけれども、わかりやすくもうちょっとまとめていくということは必要ではないかなということは思っております。

○**丸山寿子委員** もう1回いいですか。済みません。この12月の議会で初めてこのことが出たのならばなんですけれど、私はことしから福祉教育委員になりましたけど、その前の委員会でも出ていて、そして3月議会のころから本会議の中でも取り上げられたりしてきた中で、どのようにね、そちらの行政側としたら研究をしてきたのかちょっとお聞きをしたいと思うんですけど。やはり同じことでいくってということで説明会もやっているわけなんですけど、その辺どうなんでしょうか。

○**委員長** 答弁をお願いします。

○**こども応援係長** 確かにですね、以前から委員会でも指摘をされてきております。他市を見ましても、新制度になって国からの通達においても5歳の年長児に限っては育休の継続時については見なさいというところが国の指針であります。そこをどこまで自治体が緩和するかということも、うちも議論してきた経過があります。育休退園にかかわらず、塩尻は既に別の制度で救っているからということも恐らくあって、この育休の要件を5から3に改めるのではなくて、既に塩尻はもともと進んできていたところへ来て、逆に育休要件だけが取り沙汰されるみたいなのがあったので、そこは実際にもうそういう子がいないのであれば、そこを特に見直すのではなくて、国の指針どおりそこは年長に据え置きながら、塩尻はほかの要件で通うことができるよっていうことをしっかりPRしてきたつもりです。ただ、制度的にはわからないので、やはり時代の流れとともにしっかりそこはうたっていかなきゃいけないということは思っておりますが、先ほど来説明しているとおり、もう少し全体的なコーディネートをしていかなきゃいけない。例えば数字で言えばですね、やっぱり幼稚園の子供が減ってきています。幼稚園が、平成25年からだと369人から、平成26年では352人、平成27年では339人と、本当に20人くらいずつ入所の児童が減ってきております。これは塩尻の3園だけではなくて、市外の10園くらいにも含めて市外に行っている方が100人近くいるものですから、そういうお子さんたちも今度市内の保育

園でももしかしたら受け入れが可能になる子もいて、変な話、幼稚園を公立が食うみたいなことになってきてしまうということをかかなり懸念をしているので、ここですぐ決定はできないよってというお話をちょっとさせていただいているんですが、数字的に見ても、ちょっと幼稚園がふえていけばこんな議論にはならないと思うんですけども、そこは慎重に協議をさせていただいて、やっぱり民業圧迫にならないようなことをしっかり考えていかなければいけないなあというか、理解を求めていかなければいけないなあと思っております。

○丸山寿子委員 済みません、もう1回お願いします。幼稚園のほうにもお邪魔をしたりしているので減っていることもわかってはおりますけれども、保育園だってやはりこの少子化では減ってしまっていて、片丘も統合して100人くらいだったのが今70だから、もうちょっと減っていますかね。統合してきていますよね。全国的にもう幼稚園が減っているのは全国的なこと、やはり働く人がふえてきて、預けられる時間の長さといった意味での選択で保育園についてということもあるわけなので、相互に努力するってということで、やはり幼稚園減っているとはいっても保育園も減っている、全体に減っているということは全国的な傾向ということを考えれば、双方を本当にPRしていくということでは仕方がないというふうには思いますけど、どうですかね。

○こども応援係長 そうですね、そこはしっかり理解をしていただきながら、全体の人数が減っている、それもわかります。ただし、低年齢児がふえているのも御存じだと思いますけれども、全体の人数が減っているから保育士も浮いているということではなくて、もちろんゼロ、1、2歳がふえているので、保育士の数としては逆に先ほど言った20人でよかったものが3人に1人つけなければいけないという状況がかなり発生してきていますので、公立にももちろん人数が減ったから余裕が出ているということではないということも承知しております。ただ、幼稚園は低年齢児がございませるので、そこの支障はないかとは思いますが、以上児のところの人数は、うちとしても理解をいただくということしか、幼稚園の意向を聞いてというのではなくて、幼稚園に少しでも理解をしていただき、育児休業の方も継続で3歳以上をぜひ公立で受け入れていきたいということをお願いしていただくということを前提に、いずれにしても、こちらがこういうふうに決めましたからということではなくて、段階を踏んで御説明はしていきたいと思っております。

○山口恵子委員 先ほど丸山委員もおっしゃいましたが、全国的に少子化の中で特に経済的に厳しい状況があり、保育園の入園が全国的にふえているということが問題になっております。それで今回そのことを、やはり幼稚園のほうで定員が不足というか、保育園に行くお子さんがふえているという関係がありまして、今回、幼保連携型の認定こども園をやはり国のほうでも推進していて、本市でもまた今1園が県の認定許可待ちという状況でありますので、やはり幼保連携型の認定こども園を保護者が選ばれるのか、公立の保育園を選ばれるのか、それはあくまでも選択肢、保護者にとっては選択肢の1つであります。

それともう1点。先ほどの市の答弁をお聞きしますと、塩尻市の場合は、3歳以上児であれば産後12カ月の入所要件でお子さんの入園を認めている。なので、現実的には運用の中で育休要件を満たしてきているような状況が現実にあるということでお伺いしました。ただ、それは一般市民から、これから子育てをしよう、子供を産んで育てよう、これからしたいという方、または入所要件だけを見て育休継続の年齢は5歳児しか認めていないんだという見方を市民の方はされています。それであると、国の中でも今回育休中の継続入園を新たに国としても制度でしっかり示したということが、全国的にも、もちろん市内の保護者の方もそうですけど注目を浴びていますので、そういった角度からの観点でわかりやすい表現を、実際にもう運用されているのであれば、その内

容を違った角度で表現をしていただくということであるので、やはりそれであれば、なるべく早いうちに対応していただくことが重要なことというふうに思います。

○**こども教育部長** 1つの点としまして、周知期間というのが必要だというふうに考えています。例えば今回サンサン、具体的な名前言って済みませんが、の関係で、1号の該当者、これが定員が4、4、4だった募集に対しましてですね、実際はそれより下回っている数字であります。というのは、やはりその制度がですね、周知できていないという実態があります。例えば今の段階でですね、もう既に締め切ったものを、こちらの考え方を変えてですね、もう1回内容を変えてやるという形になると現場サイド、混乱というのがまずうんと心配しているんですけれども、なるべく早くというのは先ほども答弁しましたように、本会議の中でも言っていますように、29年度ということを目標にですね、言っているわけなんですけれども、あくまでも1回もう締め切ったものを途中で変えるとなると混乱は起きるといってもありますし、そういう周知期間というのをある程度持たないと、当然先ほどから言っていますように、幼稚園との協議も当然必要なこととございますので、当然うちのほうも、例えば庁内での検討もまたこれから必要になってきますので、そういうお時間をいただきたい。これは決まったらなるべく、先ほど丸山委員さんもおっしゃったように、何年も議会から言われているというのは大変申しわけなく思っておるんですけれども、この方向もですね、今回ここで方向を変えていくというのも庁内的な統一も必要だということになりますので、そういうことを総合的に考えますと28年度すぐにですね、やるというのは現実的には難しいのではないかとこのことを言わせていただいたというところでございます。

○**委員長** どうですか。ほかに御意見。

○**金田興一委員** 私も今一番、ずっと総体聞いていて、お聞きしたかったのは、今、山口委員が言ったみたいな感じで、28年度に実施が困難が、なぜかということ。それで、それを29年度にしなければならない。今、部長のほうからも御答弁あったんですが、やはり29年度まで延ばさなきゃならないという一番のこの問題点というのは、幼稚園との関係みたいに聞いてはいたんですが、幼稚園との関係が、調整がどうしてもとれないという状況なのかどうなのか。そのほかの先ほど5点ほど出された問題点の多くというのは、まだ全体像がわからない中でどうなるのかわからない、果たして何人ふえるのか、施設が本当に足りなくなるのか、保母さんが足りなくなるのかどうなのかっていうことは、現実にはちょっとまだ予想できないと思うんですよね。だからそこらの部分も含めて、もう一度端的に言うと、28年度の実施が困難で29年度に延ばしたいというその違いを、もうちょっと明確に教えていただければと、こんなふうに思うんですが。

○**委員長** 答弁をお願いします。

○**こども課長** 済みません、明確にというお話で。もしかしたら繰り返しのようなお話になってしまうかもしれませんが、今、金田委員さんもおっしゃいましたけれども、まず幼稚園ということですね。市として、やはり子育て支援ということを総合的に考えていくのであれば、やはり保育園のことだけをちょっと考えていくわけにはいかないということで、当然幼稚園のあり方も含めてですね、全体を大きく見ながらこれからの保育行政というものと考えていかなければいけない中で、やはりしっかりと幼稚園との調整と申しますか、そちらもしっかり理解をしていただく中で進めていく必要がまず一番大きな課題ではないかなというふうに思っております。ですので、そこをしっかりと調整をとってからということになると、やはりちょっと28年度というと本当に目の前に来ておりますので、ちょっとそこからというのは非常にちょっと難しいかなというふうに考えております。

それと、先ほど部長も申し上げましたけれども、一応本年度につきましては、もう入園説明会も済んで、それから入園受付も締め切りをしております、今ですね、入園申し込みに従いまして審査と各保育園の調整をしている段階でございます。その段階において、要件が新たに加わるといいますか、広がるということで、それについてまた、もしかしたら保護者の中で要件が変わって、来られる方もいらっしゃるかもしれませんので、そこでまた今の段階でですね、それをまた仕切り直すというのが、やはり。方向といいますか、おっしゃっている中身は十分理解をいたしますけれども、じゃあそれをすぐするのかっていうことになると、もうちょっとお時間をいただきたいなというところが理由として挙げられるかと思っております。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○篠原敏宏委員 先ほどの今の話はね、最初に聞いた範囲の話だと思います。そういう中で、幼稚園というのは実際にどこの法人さんのどういう方とどういう話をするのかということだと思っております。そうすると、3園今あって、個々に、個別に今の話を理解を求めるのか、それとも幼稚園のほうでは協議会みたいのがあって、3園共通の話を共通の場で一緒に話ができるのか、どんなふうにシステムとしてはなっているんですか。

○こども課長 それにつきましては、1園1園ということではなくてですね、市内の各幼稚園3園の園長先生とか理事長さん、それから市のほうとですね、こういった保育要件というところの話だけではなくてですね、いろんな保育の現状の課題でありますとか、社会の中における子供の状況でありますとか、そういったものを総体的にですね、あと話をする中で、それぞれの意見交換をしたりですね、問題点を出し合ったりとかですね、そういう場として年に1度設けておるということでございます。

○篠原敏宏委員 年に1度の場面というのはもう既に済んでしまっていると。ことしの平成27年度の場合は、もう逆に言うと機会はなくして先へいってそういうことになりますか。

○こども課長 一応1年に1度そういう機会を設けておまして、昨年といいますか26年度は2月、要は27年の2月にやっております。ですので、大体1年に1度のサイクルということで、今うちのほうで想定しておりますのが28年の2月、再来月あたりにまた開催をしようということ考えておりました。

○篠原敏宏委員 そうすると、今のこの話が、議会からこういう話がある、あるいは市としての課題がこういうふうにあるっていう話をするとしたらその場面になると。要は、すぐやればいいじゃんって私はさっき言って、これは無責任な言い方にもなるんですが、そうは言ったって数が何十とあるわけではなくて、ちょっと相談事ができたのでお集まりくださいっていう、あしたっていうわけにはいかなくてもね、年内のうちに1回は会合を持ちたいとか、ぜひちょっとお話を聞いていただきたいっていうようなやりとりは、これは逆に言うと、努力すればできるんじゃないかというのが1点と。

あとは、今、金田委員、山口さんもそうですけど、何が隘路なのって言ったときに、5つの理由を聞いてもなおかつ、何でできないの、例えば予算がもう済んじゃっているとかね、予算措置をしていないのに動かなきゃいけない部分があるって言ったら、これはできないかっていう理屈は私はわかるんですが、今のお話を聞いた中で、できないっていうふうにならぬとおかつ言われるというのは、幼稚園との関係とか幼稚園の考え方をおもんばかるところはよしとして、そのことが済むまではできなかったり、今、部長が言われた周知期間っていうのが、ある一定期間とらないと著しく人権を侵害したりですね、権利を損なったりっていうことがあるんだったら、これは絶対だめだと思うんですよ。ですが、この問題の今の状態からすると、百瀬補佐が言われる、要は制度と

しては補完ができていて実際は該当者がいないんだろうと。だとすれば、今のあれを1年先へ行ってやって支障ないじゃないかっていうふうにお考えじゃないかなと思うんですが、先ほど丸山さん言われたようにね、制度そのものが、うんと変な話、こうやって比較表をやって諏訪へ行って話を聞いて、最後は松本と塩尻だけだねって帰ってきたら、松本は既にその話が済んじゃっていて、って話を本会議でやったら、市長が、へえ、そんな状況なのっていうやりとりをね、私は聞いてて、それはちょっとまずくないのって率直に。ですから、即できるのであればね、実害が固有名詞で考えられるんだったら1人あってもだめなんだけど、このことを先にやって、今の事情を、今までの保育園の説明会のときの資料やら入所のあれからして、こういうふうになりましたからって言って、そのことで条件やあれが変わってしまうっていう想定がないとしたらね、一刻も早くこれ、あとは幼稚園の皆さんにお話をするっていうところだけができれば、解決していくんではないかなというふうに私は思います。いかがでしょう。

○委員長 いかがでしょうか。

○こども応援係長 実害がないというのはそのとおりだと思いますけれども、もし仮に4月からできるものであれば、先ほどから懸念しているのは確かに幼稚園の関係がまず大きいというのと、もう1つはですね、先ほど副委員長さんも言われました3歳、要はその境の方なんですけれども、先ほど言った3歳以上は育休退園ないよっていうお話をしていきたいんですが、実際には2歳の終わりごろで産んだ方が、実際には退園するころには3歳になっているじゃないかと、だから3歳育休退園ないって言っているんだったらその子も入れてよっていうところがですね、まだ実際に人数の検証もはっきり言ってできていませんし、どのくらい的人数がふえるかっていうところがわからないもんですから、4月からできるとすれば、松本と同じように4歳ということであればすぐにでもできる話かと思えます。ただ3歳って区切るかどうかというのはですね、ちょっとその、うちが先ほど言った年度内入れるかどうかかっていう検証をもう少しさせていただいたり、あまり1日の違いによって1年受けられる方と6カ月ですぐ終わっちゃう方というのは、なるだけ副委員長さんおっしゃるようになくしたいというところがありますので、そこをはっきりうちのほうも見極めたり検証していかなきゃいけないなあというところはあります。

それともう1つ、どうして松本はできるかという、松本は入所の受付がこれからです。松本だけです、県内では。年を越して入所受付するのが1月からなので、松本だけは今議論していてもできることなんです、そのほかのところでもこういった議論をしてもちょっとこの段階では。大体10月に説明会をやって11月に受付っていうのがもう、どこの自治体もほとんど同じなんです、ちょっとよそはできるのについていうところは、ちょっとそんな理由があるかと思えますけれども。うちはもう少し検証が必要だというところが、ちょっと3歳にできるか4歳にできるかっていうところはちょっともう少しお時間をいただきたいと思えます。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

○丸山寿子委員 1点いいですか。済みません、3歳ということで今ちょっと説明ありましたが、3歳って言い方でなくて、年少児っていうか、年少、年中、年長って考えて、学年で考えた場合でも今の説明だとどうなります、今の3歳だとちょっと、4歳とまた違う月数で、何日に生まれたかで。

○こども応援係長 そういった表記にするか、あとは下の子を産んだときに上の子が3歳以上であればということであれば、現在も先ほど篠原委員さん言われたように補完ができていますので、ちょっと言葉をつけ加えたり

すれば、できない話ではないかなあとは思いますが。そこのところはクリアできるかとは思いますが。

○委員長 いいですか。ほかには。

○丸山寿子委員 済みません。私たちは、本当はゼロ歳とか1歳とか2歳のことも該当して本当は考えていたところなんです、まあともかく年少、年中の子供たちが退園しないでいいようにということで、譲歩してこういう要望といいますか、書類をつくったわけなんですけれど。年少の子供っていうふうに考えて、何か別にね、記述すれば、そうすれば困難でないのかちょっとその辺、もうちょっとわかりやすくお聞きしたいんですけど。

○委員長 答弁をお願いします。

○こども応援係長 そうですね、年少の子、いわゆる4月時点で3歳のお子さんだと思うんですが、年少の子は、要は育休退園はありませんよっていう、簡単に言うとそういう言葉になるとすれば、例えば2歳児、上の子が2歳になりたて、2歳の4月に子供を産んだとすれば、その子は2歳の要は6カ月後10月くらいまでしか入れないということになりますので、その子は基本的にはそれしか入れないよっていうのが、出産要件でだめだということはお理解いただけると思うんですが、その子が1月に生まれたという、そこから6カ月という形になるので、その時点では3歳、年少の6月くらいになっているので、その子は年度内入れるよって年度内入れるんですが、4歳になってだめになるんじゃないかっていうふうになるので、その子を、産んだときは2歳の1月なんだけれども、退園するときには3歳になっているので、育休退園ないんじゃないかっていうところでいけるかどうかというところをもう少しこちらとしてはお時間をいただきたいかなあとは思っております。恐らく年少になっているので、そこは年度内今も入れるよってことになっているので、3歳で入れれば、3、4、5歳は今のところ入所選考にはなっていないので、比較的余裕もあると思っておりますので、そこは4歳までとしてもいいかなと思っております。ちょっとそこをもう少し検討はさせていただければと思います。

○丸山寿子委員 もう1回しつこいけど、済みません、しつこいですけど。委員会のときも発言したんですが、今、保育園義務教育化っていうような言葉も社会学者の中から出ているくらい、隣近所にも子供はいない、昔のように、私は子供のころ本当にいっぱいいました隣近所に、面倒見てくれる近所の人たちもいました。そういう状況が違う中で、やはり、もちろん選択で2年間だけ保育園へ行くっていうおうちももちろん、その選択はあるはあるんですが、そういうふうにする事で虐待が減ったりとか女性が働きやすいついていうんですかね、そういったこと、それは無理をしないっていう意味も含めてなんですけれど、さまざまないい影響があることで、女性だけが無理をしないとか背負っている状況を緩和するというか、そういったことでそういった声も出ています。だから3年間に行くことができる保証が本当にあることってすごく大事だと思うんですけど、日本だけが本当に働く女性もM字曲線で、子供がすごく小さいときに日本だけが極端に減っていく。もう諸外国はそういったことは緩和されていて、少子化が進んだフランスもすごく子育て支援をしてきて、今は出生率も伸びたりもしているわけなんですけれども。もう本当にそれは、行くことを保証してあげて本当にいいっていうふうに、むしろそういうふうにしていかなければいけないというふうに思うもんですから、何か特記事項をつけてでも、3年間本当に保証するようなもう時代にきているというふうに思うんですけど、その辺いかがですかね。

○委員長 どうですか。

○こども教育部長 済みません、答弁になるかわからないんですが、私は男女共同参画の課長も兼ねておりまして、その立場からもですね、どうせ今回見直すのであれば、小手先のですね、これをここで変えるんでなくてで

すね、本当に何を市民、特に女性がですね、該当する子育てをしている女性の方々が求めているのかということも本当にゼロから考え直してやる必要があると思いますので、その意味も含めてすぐですね、28年にここをちょっと変えるだけではなくて根本的に見直したいと思いますので、それだけの猶予をいただきたいというふうに考えております。以上です。

○山口恵子委員 とても本当に社会的な女性が結婚、妊娠、出産、子育てを取り巻く環境からしても非常に大事なことでありますし、諏訪市を視察させていただいたときに、行政側が一番悩んでいることが、今回の育休による継続入園の線引きをどこにするかということがとても悩んでいらっしゃいました。それは先ほどうちの市の場合も、3歳にするのか2歳にするのか、4歳ならばできるっていうところで、境目をどこにするかっていうところの現実的な問題が非常にあるかと思います。それで、諏訪市で視察して勉強させていただいたのは、本当に線引きをすること自体が難しい。その中で、産まれたお子さんをしっかり家庭で見えていただくということであれば、現在保育園に通っているお子さんは引き続き見ましょって。そのことがやはり生まれたお子さんと親御さんとの本当に信頼関係を築く大事なスタートの時期なので、今いるお子さんはしっかり保育園で見ますよということで、諏訪市では年齢制限を特に設けず、上にお子さんは出産要件が終わった時点で今度育休要件に変わりますので、引き続き見るということでお話をお伺いしてきました。

そういったことから言いますと、本来であれば私たちここで3歳というふうに要求は出してあるんですが、本来であれば、3歳に限らず今いるお子さんは引き続き見えていただきたいというところが、本当は要望をしたいというところでもありますので、そういったことも含めて、やはり母子の愛着形成というとても大事な時期でありますので、そのときに今まで保育園にいた子を、じゃあお母さんおうちにいるから退園しておうちで見てくださってなったときに、今の子育て環境、地域性、社会性を見たときに、やはり母親の低年齢化または高齢出産、さまざまな昔とは違う状況がある中で、子育ての今ネグレクトとか児童虐待とか本当にさまざまな問題が起きているので、そこを解消し、なおかつ生まれたお子さんの愛着形成がきちんとできる親子の信頼関係が保てるということにおいて、保育行政を市はしっかり考えていくべきだと思いますので、そういったことも含めて検討をしていきたいという理解でよろしいですかね、部長さん。

○こども教育部長 はい。

○委員長 いいですか。

○山口恵子委員 その現状がありますので、一刻も早くできる対応をやはり望みたいと思います。

○こども教育部長 そのとおりだと思います。諏訪の場合ですね、ちょっと戻ってしまうんですけども、やはり幼稚園が1個しかないということで、当市の場合とですね、即イコールになるのではないという前提があるというふうに捉えております。当然そこで急激にお子さんがふえたことも事実ですが、それに対して現実はそのなかにふえてないというか、数字の捉え方もあるんですけども、行政側も対応については大変だったというのも一部聞いております。ですので、改めて委員さんのおっしゃっているのは十分理解できておりますので、その点も先ほどお答えしましたようにですね、根本的に見る部分もあわせて、若干お時間をいただきたいということでございます。以上です。

○委員長 いいですか。何か水かけ論的にだんだんだんだんって、どこまでいっても進んでいかないような気がするんですけど。

- 金田興一委員 休めばいいじゃないか。
○丸山寿子委員 5分休憩する。
○委員長 じゃあ、ちょっと5分休憩させてください。

午前11時05分 休憩

午前11時10分 再開

- 委員長 それでは、休憩を解いて再開します。質問ありますでしょうか。

〔「いいです」の声あり〕

- 委員長 いいですか。討論ありますか。

ここで文面について修正した文面を出したいと思うんですけども、その中で、修正についてちょっと議論しようと思いますが、決議書の中のどの部分、先ほど補佐からもありました退園せざるを得ないっていう、そこはちょっと書き直さなきゃいけないと思うんですけども、9行目。

- 丸山寿子委員 違っているとしたら、年齢が違うなら違うのはどうなのかはしなきゃいけないけど、退園せざるを得ないことはあるわけですね。誰も退園しなくていいっていうわけじゃないでしょ。

- 委員長 補佐、どうです。

- こども応援係長 そうですね。うちは別の要件でただ救っているだけなので、育休要件だけ見れば、こういう言葉も間違っていないと思います。

- 山口恵子委員 そうですよ、間違っていないですね。

- 委員長 わかりました。そこは残して。そうすると、今の行政側のほうが、28年度から入園というのはかなり厳しいと。検討期間も必要であるし周知期間が必要であって、庁内の検討をしなきゃいけないと。小手先だけの対応ではいけないので29年からにしてほしいという答弁ありますので、そこを、1と2ありますけど、2を削除すれば提出できると思うんですよ。でもそれは。

- 丸山寿子委員 出す意味ないと思います。

- 委員長 じゃあ、この原文でいきますか。

- 丸山寿子委員 はい。

- 篠原敏宏委員 もう質疑終わっちゃったんですか。

- 委員長 まだいいですよ、どうぞ。

- 篠原敏宏委員 この入園、28年度の御案内、これで説明をしているわけですね。もう募集をして、もうそっちも締め切ったってことになる。今、育児休暇の要件はここに書いてありますね、3ページの9番、上の、これがこういう原則だと。それに対して、それを実態的に救っているっていうことを、どこの場面でどういう説明をしているんですか。

- こども応援係長 ごめんなさい。皆さんこれをお持ちかどうかあれなんですけども。実際には、2ページの出産要件のところでもそういう方は拾えるようになっております。出産要件のところでも3歳以上児は12カ月、それから米印になりますけれども、3歳以上児の場合、状況により期間終了月の属する年度内に限り引き続きお預かりすることができるって、これで。

○篠原敏宏委員 この小さい字ね。状況により。

○こども応援係長 状況というのは、先ほど言った余裕があるかどうかとところがあります。既に別の方が申し込みを、途中入所も結構申し込みがありますので、要は定員に余裕があるところを基本的には前提としておりますけれども、ただそれで退園させたケースはありませんので、育休の方は、ここでは状況によりとうたっておりますが、やっぱり継続を優先しておりますので。

○篠原敏宏委員 属する年度内に限り引き続きお預かりすることができる。

○金田興一委員 そういうことだと今までと同じことだな。これ終えりゃ退園しなきゃいけないわな。

○丸山寿子委員 そう、同じこと。

○副委員長 私もですね、現場でこういう自分が説明をした後に、何だかんだってこうやって変更するような場合があったときにね、保護者の方やあるいはほかの行政関係の方からですね、それはちょっと言っていることが変化しているっていうんですか、整合性がないではないかって言われたときにどうやって対応するかって非常に困ることで、つまり逆に平等性を欠いてしまうんですね。一旦説明したことで方針をそれぞれの御家庭やいろんな方々が決めてしまうわけだから。ただ、私がさっきから釈然としないのは、出産後12カ月という要件と年度内という要件をうまくつなぎ合わせると、そうすると退園をしなくてもいいという、それは緩和的な条件になりますけどね。そこら辺の矛盾というんですか、そこら辺のところは何とかうまく着地点がないだろうかと思ひながら。難しいところなんです。

ちょっともう1ついいですかね。実際にそういうような退園をしなければならぬような事態になったときに、まださらにここに書いていない文面でね、特別に認めるよというような場合はあり得るんですか。

○こども応援係長 そうですね、実際には母体がですね、お母さんの体調がかなり悪くてとかいうことはございます。それから、あと子供さんにやはり障害と申しますかね、体のほうが障害ではなくて、やはり集団生活を必要、要は家庭では見ることができないということがお医者さんのほうから診断書が提出されれば見るとかいうところの要件の拡大はございます。

○副委員長 それは、いろいろ書いてありますね、虐待とかね。

○こども応援係長 はい。

○委員長 ほかに、よろしいでしょうか。

○山口恵子委員 確認をお願いします。先ほど今説明をしていただいた小さい字のところの部分、出産要件で実際には救っている。それを育休要件に置きかえた場合は、4歳から継続入園できているという状況です。それなので、表現の仕方だけを変えると、既にここでは5歳と言っていますが、運用で補っている部分を育休要件に置きかえると、実際は4歳から対応しているという捉え方でよろしいですか。

○こども応援係長 お話のとおり4歳だけでなく3歳以上の子もここで拾っております。先日出させていただいたこのピンクの資料を見ていただいてもそうなんです、育休要件が1年というところもございます。これは育休要件が1年ではなくて、産後要件も含めて1年だものですから、うちも産後要件も当然入れながら、ここで3歳も4歳も基本的には拾っているということになります。

○山口恵子委員 ですね。そうしましたら、制度を変えとか拡充するとかっていう捉え方ではなく、実際に運用しているのでその状況を新たにわかりやすくここで、実際は4歳からできていますよってという表現を変える

ことは可能になりますか。

○委員長 どうですか、その辺は。

○こども課長 それは、今の時点でそういう表現を変えて、また周知をし直すということによろしいでしょうか。

○山口恵子委員 実際にはやっているってことですものね。

○委員長 今変えるってことですかって質問、逆質問が出ておりましたが。

ですかって、山口さんに質問が入った。逆質問が。

○山口恵子委員 確認です。実際にはやっているの、置きかえると、ここは実際は4歳という理解でよろしいですかっていう。

○こども課長 4歳というか3歳から。

○山口恵子委員 3歳。こっちのほう、育休のほう。表現としては3歳から。

○こども課長 実際3歳からやっているという内容にはなります。

○山口恵子委員 やっているということですよ、そうですね、わかりました。実際にやっているんだ、実際にやっているんだったら表現の問題。3だったら問題ない。

○委員長 実際やっているんですね。実は表現の問題だけですね。

○丸山寿子委員 3にしようよ。

○委員長 さあ、ここをどうまとめるか。

○篠原敏宏委員 年長児を対象としますっていう。

○金田興一委員 だもんで、5にしてあるってことね。

○山口恵子委員 実際にやっていて表現の問題だったら、別に対応を変えたわけじゃないってことですよ、やっているならいいじゃないですか。わかりやすく3に変更するだけで。

○丸山寿子委員 わかりやすく書きましょうよ。

○委員長 ちょっと尽きないので、どこかでまた落とさなきゃいけないんですけども、まとめなきゃいけないんですけれども。文面修正しますか、決議書の文面を。

○丸山寿子委員 どういう文面。

○金田興一委員 実際に退園する人はいるのかね。

○こども応援係長 実際にはいないです。

○副委員長 いないんだって。

○金田興一委員 だったらいいじゃんね。

○山口恵子委員 だったらいいって、そう思いません。

○丸山寿子委員 3にすればいいじゃん、ここを。年長児を対象としますって。

○委員長 そういうことで、文面については、修正の何か意見はございますでしょうか。

○山口恵子委員 わかりにくいんだよね。

○金田興一委員 ちょっともう1回教えてもらっていい。さっきの補佐の言った部分で、出産後12カ月過ぎて退園せざるを得ないという部分、現実の実態はどうなんですか。いるかいらないか。

○こども応援係長 実際にはいないです。

○山口恵子委員 それで、市民の方から御相談いただいた内容では、退園しなきゃいけないので育休を取らずに、未満児のお子さんを出し働きに出ているという方は実際にいらっしゃいます。

○金田興一委員 今のね、実際にはいないという捉え方が、今、山口委員が言ったみたいに、いわゆる育休取りやめてそれで緩和しているからということを含めてのいないという意味ですか。それともそうじゃなくて、そういう要件からいくといないんですよということなんですか。

○こども応援係長 私どものほうでは、要は出てきた書類が、母子手帳とかではなくて、しっかり就労しますよっていう形で出てくればもう就労としてしか捉えないので、その方が育休から就労に切りかえたのかという判断はできないものですから、出てきた書類で判断をさせていただいているだけになります。

○金田興一委員 そうすると完全な実態というのはつかみ切れていないということなんでしょうか。

○こども応援係長 実際に先ほど言われましたように下の子も預けたいから、変な話、無理やりじゃないですけど就労証明を出してきているかどうかというところまでは、就労証明が出てきていけば、性善説ではないですけども、働いているところのほうでは判断をしますので、それがどういう方に当たるかという内情までは判断できないという形になります。

○金田興一委員 そういう状況で、今やっている話をして何とかしたいという話の中で、今、少子化、少子化という中で、じゃあ、実際に育休取りやめてまで保育園に通わせなければならない、現実にはそういうことをやっているという人は推定でも年間どのくらいというふうに。

○委員長 どうですか。

○こども課長 申しわけございません。推定と言ってもちょっと申しわけないが見当が付きません。その辺につきましては、やはり先ほども申し上げましたが、やはり出している書類の範囲の中でしかわかりませんので、その辺の保護者の方の動きっていうか、ちょっと済みません、今の段階ではできかねます。

○金田興一委員 そうなれば、例えば先ほども出た定員の関係もあると思いますが、1人ふえた、2人ふえたことで施設の関係あるいは保育士の関係、実際そこまでどれだけ影響していくのか、今例えば4歳児なら25人から30人かね、その30人目いっぱいやっているじゃなくて余裕のあるところもあると思うんだよね。そういうことも加味した中では、思い切って実施してみてね、後から対策を考えるという方法もあるような気もしてきたけども、どうなんでしょう。

○委員長 どうですか、その意見には。

○こども教育部長 そういう方法もあるかと思うんですが、行政としましてはですね、ちょっとそういう危険というのは冒したくないというふうに考えています。

○委員長 どうですか。

○丸山寿子委員 あとですね、幼稚園に入れ直したという話は聞きました。そういう例は聞いたことがあります。働いているからおじいちゃんおばあちゃんがお迎えに行くのに近い保育園がいいとか地元のという考えでしていたけれども、出産のことがあったので幼稚園に行き直した。まあ別に、その方はその幼稚園も気に入っているのでもいいんですけども、そういう人たちもいるとは思いますが。育休っていうのが、取る人もふえてきて整っているかなとも思うんですが、なかなか今はマタハラという言葉もあつたりで非常に厳しい状況もあつて、育児休業が取れるような条件の会社に行っている人たち、やっぱり大切にして育休も取っていただき仕事も継続して

もらう、あるいはM字曲線を解消したり、それから2人目、3人目を産もうというような、やっぱりことにつながるようにしていくことが本当に大切だと思うわけなんです。

私が出産したころは、私は小さな会社だったので私が産休を取ったのが初めてで、結婚したらやめるとか、妊娠したらもうやめるっていう暗黙のっていうのがあったのを、すごい苦しい思いをして1分でも1秒でも会社にいることで、やっぱり簡単にあっさりやめるっていうことに考えてほしくないという思いがあったんですけど、やはり会社のほうであんまりそういったことをしていくまだそういう時代じゃなかったのも、子供を産んで産休しか取ってないので、本当に2カ月で復帰しましたけれども。そういった中でやっと今ここでも育休ということが結構日の目を浴びるようになったんだけど、まだまだ厳しい状況なので、育休がちゃんと取れる人たちからいい条件でちゃんと取って行って、子供を2人目、3人目というふうにつなげていくことがこれからの日本にとって本当に大切だというふう思うんですね。まだまだ厳しい状況なので。ですので、やはりわかりやすい表記で、取りやすいことにもう既にできているなら本当に3というふうには書いて、まず金田委員も言っていたようにやってみてはどうでしょうか。もう既に入園しているんですから、そこから新たにではないので、それを退園しなくていいということだと私は思いますけど、どうですか。

○委員長 答弁をお願いします。

○こども応援係長 済みません。確かに育休の会社というデータは全然こちらのほうでは持ち合わせてないんですが、年長児で、来年の申し込みで、育休で年長児に限るという方は5人です。なので、本当に育休が取れる会社というのはかなり本当に少ないかなあとはおもっておりますが、人数が多い少ないではないので、働いている人の子供の支援、それから保護者の支援という面では、しっかりそこは制度化をしていかなければいけないなあとおもっております。確かに既にもうやっているんで、できないことではないというのもわかりますし、ただ周知をですね、じゃあここでまた新たに今いる保護者にこういった形で28から変えますよって言ったときに、いや、仕事って出したけれども、実際は育休を引き続き取るからって、書類の出し直しだとかそういうことが、ちょっと同じ年度のものでどうしてそうやってころころ変わるのっていうところもちょっと説明は年度内ではしにくいのかなというのもあって、入園している方なので、そういう形で御説明があれば、きちんと実は出産要件と年度内要件で育休の方は入れますよという御説明は何度もそういう方にはさせていただいているので、どうなんでしょう。周知も含めてやってくださいというお話であれば、かなりちょっと厳しいといえますか、混乱はあるかと思っております。そこのところは29にさせていただきたいと思っております。実際にやっているのは、対外的に例えばホームページの途中のですね、入所、実際に入っている方しか該当にはならないんですが、対外的な表記について、ここを5から3にするとかっていうことは全然現在でもやっているんで、できないことではないかなとは考えております。

○丸山寿子委員 表記のでしょ。実際にやっているんだから。

○委員長 修正した文面でということではなく、その辺についての御意見を求めたいんですけど、決議書の。

○山口恵子委員 この文章を直すの。

○委員長 原案のままでいくのか、どこかを修正して提出するか。いかがでしょうか。

○山口恵子委員 このままでいいと思っておりますけど。

○委員長 では、皆さんに聞いてみましょうか。山口委員はこのままでいいと。

○山口恵子委員 先ほど、現状ではこういう事実ではないというお話でしたが、それはあくまでも運用でやっている部分であって、私たちから一般的にこの入所要件を見た範囲では実際にわからないので、やはりこういったこと、ここに書かれていることが現実にありますのでこのままでいいと思います。

○丸山寿子委員 私もこの要綱の中に3ページのところに、年長児を対象としますというふうにわざわざ書いてあるような状況からしたら、やはりここにもうもともと書いた文章のように、やはり誰もが受け取ると思いますので、このままでいいと思います。

○委員長 金田委員、いかがでしょうか。

○金田興一委員 折衷案じゃないけども、恐らく2番の28年度の入園児からすることという、これをつけて出したときに、行政のほうは実態としてそれができるのかといったときに、かなり難しい部分があると思うんだよね。だから、1つの妥協案じゃないけれども、これは削るかわりに10項目、保育を必要とする事情の中の10項目目にあるその他の年間何人いるか、四、五人いるかどうかわからないような状況の中なんで、上記に類する状態として市長が認める場合こども課に相談してくださいという条項があるんだけど、その対応を持って28年度はしていくと。だから、実態的には28年度からやっても同じ形にするということが御理解いただければ、私はそれが無難かなあと。妥協案だけだね。

○委員長 なるほど。妥協案。篠原委員、いかがでしょうか。

○篠原敏宏委員 議会の問題意識と制度根本をしっかりと書きかえるという意味では、そこに本論がありますので、私もこのままでいいと思うんですが、今、そうはいつでもこういう協議を重ねて、28年度からそれが変えることができないことが見えているとお互いにやっぱり困るので、今の金田委員が言われることが文面上で可能かどうかちょっと、いかがですか。いかがですかってこっちからそれ聞くのもおかしいんだけど。これ出されると実際困るってところが部長の顔からはありありと。

○丸山寿子委員 議会は、困る行政に合わせてたんじゃいけないんだよ。

○山口恵子委員 判断してもらうことでもんね。

○委員長 そういう金田委員の案もあります。副委員長いかがですか。

○副委員長 実際にお困りになっている方がね、たった1人でもいれば、1家族でもあればやっぱりそれは改善すべきだと思いますが、今、金田委員おっしゃったように一番最後のね、市長が認めればという項目が適用されればというふうに、先ほど、どの程度条件が緩和されるのかということを伺ったんですけども、一応議会としてはこういう要望、決議を出させていただいて、行政としてはそういう対応をしていただくというようなことではいかがかなというふうに私は思いますけど。以上です。

○委員長 そうすると、原案のままという委員が4人、修正した文面という方が1名ということで。

○金田興一委員 修正っていうか、確かに修正と言えば修正になるけども、いわゆる実質28年度からの実施に意が沿うような形で最大限の配慮をすとか何とかという形で出して、それを飲んでもらえれば一番いいかなとは思うんだよね。これ出したときに、行政、恐らく対外的な問題、それから先ほど言った2歳半、3歳児の問題、細かな問題やるっていうと、どうしてもできないっていう形になっちゃうと思うんだよね。僕もまだ、今だってちょっと思いつかんけれども。

○委員長 根本的には、いわゆる原案のとおり認めるということで。

○金田興一委員 基本的にはね。

○委員長 わかりました。

それでは、長時間になりましたけど、以上のようにございますので、市内保育園における育休退園の早期見直しを求める決議については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、市内保育園における育休退園の早期見直しを求める決議については、原案のとおり可決することに決しました。可決されました決議案につきましては、議員提出議案として本会議に提出をいたしますが、字句等の修正につきましては、委員長に一任ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、以上で福祉教育委員会を閉会といたします。長時間ありがとうございました。よろしくお願ひします。

午前11時35分 閉会

平成27年12月18日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 西條 富雄 印